

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償説明会 ＋個別相談会

平成28年4月23日（土）

午前10時30分から（開場：午前10時）

東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。

福島第一原発事故から5年が経過しようとしています。事故の収束は勿論、被害者の皆さんが被った被害の回復には程遠い現状があります。横浜弁護士会では、これまで原発事故による損害の賠償について説明会を開催してきました。今回は、借り上げ住宅問題を中心に説明会を開催致します。福島県は、避難指示区域以外は2017年3月で延長を打ち切る方針を出しており、避難指示区域もその後の見通しは不明です。このような状況において、避難生活をどのように維持していったら良いのか、住居費は東電に請求できないか等について、現状とこれからの動きについて解説をしていきます。住宅問題について、悩みや疑問をお持ちの方は是非ご参加下さい。説明会の後に弁護士が個別法律相談にも対応致します。



場 所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館 4階大会議室	JR関内駅 南口より徒歩10分	60名	事前申し込み制
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		
②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス（1、2番）市役所前下車、徒歩3分	30名	事前申し込み制 （テレビ中継）
③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	20名	事前申し込み制 （テレビ中継）

※参加希望の場合は、裏面のご希望の会場に事前にお申し込み下さい。

お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺いいたします。

4月15日までに事前のお申込みが無い場合は、説明会・相談会を中止します。

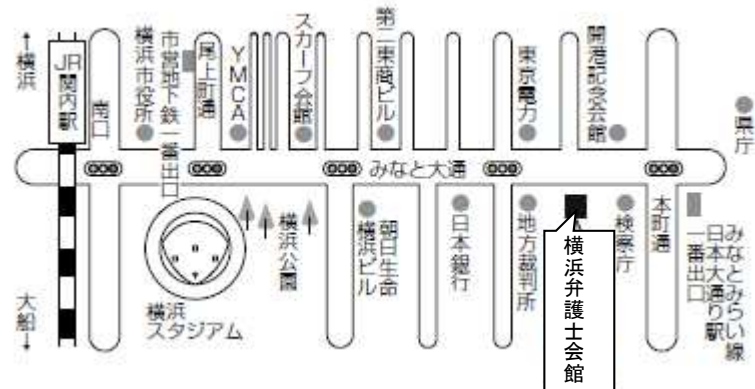
お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

※定員を超えた場合は、ご入場いただけない場合がございますのでご了承ください。



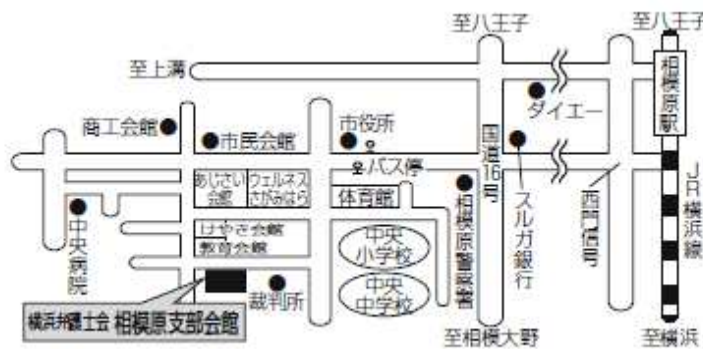
4/23 原発事故損害賠償説明会 会場のご案内

① 関内会場（横浜弁護士会館4階大会議室） 電話045-211-7701



要予約

② 相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館） 電話042-751-0958



要予約

③ 小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館） 電話0465-22-5671



要予約



当会では、説明会の内容を記録し、また成果普及に利用する為、関内会場での写真・映像撮影及び録音を行います。本説明会では、司会・講師を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に映りたくない方は、会場の撮影対象外のエリアにご着席されますようお願いいたします。